

介護予防通所リハビリテーション利用料案内

●基本利用料金

	介護予防通所リハビリテーション費	※送迎・入浴を含みます
要支援1	1,742 円/月	
要支援2	3,677 円/月	

●加算料金(利用された場合に上記の金額に加算)

1	リハビリテーションマネジメント加算	336 円/月	
2	生活行為向上リハビリテーション実施加算		
	利用開始日の属する月から3月以内	916 円/月	
	利用開始日の属する月から3月超6月以内	458 円/月	
	生活行為リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合対象月から6月以内 減算	▲所定単位数の1.5%/月	
3	運動器機能向上加算	229 円/月	
4	栄養改善加算	153 円/月	
5	口腔機能向上加算	153 円/月	
6	選択的サービス複数実施加算		
	運動器機能向上及び栄養改善	489 円/月	
	運動器機能向上及び口腔機能向上	489 円/月	
	栄養改善及び口腔機能向上	489 円/月	
	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	712 円/月	
7	事業所評価加算	122 円/月	
8	サービス提供体制強化加算	要支援1	要支援2
	サービス提供体制強化加算 I 1	74 円/月	147 円/月
	サービス提供体制強化加算 I 2	49 円/月	98 円/月
	サービス提供体制強化加算 II	25 円/月	49 円/月
9	介護職員処遇改善加算 II	介護保険一部負担額の3.4%	

- 個別のリハビリテーション実施計画の策定等の一連のリハビリテーションプロセスを実施するとともに、介護支援専門員を通して、居宅サービスを担う他の事業所に対して日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報の伝達を行うなど多職種協働の推進を行った場合に加算いたします。
- 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対するリハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合に加算いたします。
- 理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算いたします。
- 低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算いたします。
- 口腔機能の低下している者又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算いたします。
- 生活機能の向上に資する選択的サービスのうち、複数のプログラムを組み合わせ実施した場合に加算いたします。
- 利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価期間の次年度における当該事業所のサービス提供につき加算いたします。
- 介護福祉士の資格保有者、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている施設について加算されます。
- 介護職員の処遇改善に取り組む施設に対して加算されます。

※ 基本利用料金及び加算料金については、介護保険負担割合証の利用者負担の割合が1割の場合の金額を表示しています。

※ 介護保険制度の関係上、点数から円に換算する際、金額に多少の前後が生じますのでご了承下さい。

●その他の料金

食費	570 円
----	-------

●備考

営業日 : 月曜日 ~ 土曜日(12月31日~1月3日を除く)

営業時間 : 9:30 ~ 16:00

お支払い方法 : 毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までに通所利用時にお持ちいただくか、施設事務所にてお支払い下さい。

老人保健施設 カノーブス姫路
通所リハビリテーション
(TEL)079-252-7111